

市内の交通事故件数の現状について



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。
▼問合せ 市民協働課

市内における交通事故発生件数は、平成25年～平成28年の経年で見てみると、自転車関連の交通事故件数はほぼ横ばいですが、全体の交通事故件数および負傷者数ともに減少しています。特に平成28年中の交通事故による死者数は、昭和48年から

松原警察署管内で統計を取り始めてから、初めて0人となりました。

今後とも交通事故死は毎年0人を目標とし、自転車関連事故、全体の交通事故件数および負傷者数においても年々減少できるように取り組みを進めていきます。

**交通ルール、
マナーは守りましょう**

出典：警察統計

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
松原市内	交通事故件数	694	673	597	608
	うち自転車関連事故	215	223	194	224
	死者数	2	4	3	0
	負傷者数	834	801	721	710

自転車乗用中の事故の多くは、安全運転義務違反によるものです。道路交通法第70条で、「車両等の運転者は、当該車両などのハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならぬ」と定められています。そのため自転車運転中は音楽を聴いたり、携帯電話を使用したり、脇見運

転などはしないよう、安全運転を心がけましょう。

また、信号無視、一時不停止や歩行者用道路における車両の義務違反（自転車徐行違反区などの交通ルール、マナーを違反することは、交通事故にあつたり、交通事故を起こす原因に繋がります。安全確認、信号の遵守、一時停止など交通ルール、マナーを守ることで交通事故を未然に防ぐことができますので、交通ルール、マナーを守り、自転車に乗る際は、安全な自転車利用に努めましょう。

自転車用ヘルメットを着用し 自転車を利用しよう



松原市セーフコミュニティ交通安全対策委員会は、取り組みの一つとして、65歳以上の高齢者が自転車乗用中に交通事故にあつたときの頭部受傷による重症化を防ぐため、自転車用ヘルメットの普及・着用推進を行っています。



自転車用ヘルメット普及活動の一つとして、松原交通安全協会、老人クラブ連合会、シルバー人材センターなどのご協力により平成28年4月1日から自転車保険付きのお洒落な自転車用ヘルメット（カバー付き）を松原交通安全協会販売開始しました。さらに着用推進活動として、交通安全教室の中では自転車を利用する際にはヘルメットを着用するよう啓発を行ったり、市民まつりで元希者クラブの皆さんがヘルメットを被り、「被ろう 安全 ヘルメット」の横断幕を持ちながらパレードするなど、自転車用ヘルメット普及・着用推進のため多くの皆さんにご協力いただきました。



その結果、平成28年12月末までに1,000人を超える人に普及することができました。

今後も引き続き啓発活動を行います。自転車に乗る時は頭部を守るためヘルメットを被りましょう。

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

